

昭和十四年七月十四日

樞密院書記官長村上恭一

樞密院議長公爵近衛文麿殿

昭和十四年七月十九日會議議案

秘

昭和十四年七月十九日	決議
昭和十四年七月廿九日	公布
勅令第五〇六號	

臨時拓務省ニ拓殖調査部ヲ設置スルノ件

参照添附

勅令第

號

第一條

移植民及海外拓殖事業ノ指導

獎勵ニ關スル事項ノ調査及企畫ヲ掌

ラシムル爲臨時拓務省ニ拓殖調査部

ヲ置ク

第二條

拓務省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ

拓殖調査部ニ屬セシム

部長

書記官

専任二人

事務官

専任二人

技師

専任一人

屬

専任六人

技手

専任八人

通譯生

専任二人

部長ハ拓務省勅任官ヲ以テ之ニ充ツ

拓二

第三條 部長ハ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部

務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○拓務省官制 昭和四年(抄)

第二條 拓務省ニ左ノ一部及三局ヲ置ク

朝鮮部

管理局

殖産局

拓務局

第五條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺

灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務

二 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民

ノ保護指導ニ關スル事務

第六條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租税及專賣ニ關スル事務
- 二 東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務

三 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移

植民ニ關スル事務

- 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

臨時拓務省ニ拓殖調査部ヲ設置スルノ件

審査報告



謹デ今回御諮詢ノ臨時拓務省ニ拓殖調査部ヲ
設置スルノ件ヲ審査スルニ従前拓務省ニ於テ
ハ移植民及海外拓殖事業ノ堅實ナル發展ヲ企
圖スルコトノ我ガ現時ノ國情ニ照シ極メテ緊
要ナルニ鑑ミ主トシテ滿洲南洋及南米ノ各方
面ヲ對象トシ銳意之ガ目的ノ達成ニ努メ來リ
シガ刻下時局ノ進展ニ伴ヒ當面ノ國策タル東
亞新秩序建設ノ大業ニ即應シテ東亞方面ニ關

シテハ勿論、其ノ他南洋、南米ノ各方面ニ關シテ
モ移殖民及拓殖事業ノ促進ノ爲メ益々適確ナ
ル方策ヲ樹立シ進ンデ之ガ遂行ニ萬全ヲ期セ
ザルベカラザルコト言フ俟タズ然ルニ拓務省
官制ノ現行規定ニ依レバ此等ノ事務ハ主トシ
テ同省拓務局ニ於テ之ヲ管掌スルノ外同省管
理局及殖産局ニ於テ各々其ノ一部ヲ分掌スル
モ此等各局ノ調査企畫ニ係ル各般措置ノ連絡
調整ヲ圖リ更ニ其ノ基本ニ溯リテ調査ヲ密ニ
ニ新ナル工夫ノ下ニ現下ノ事態ニ適應スベキ

企畫ヲ爲サシムル爲メニハ拓務省ノ現在ノ機
構ヲ以テシテハ足ラズ別ニ相當ノ規模ヲ有ス
ル機關ヲ特設スルノ要アリ乃チ此ノ必要ニ應
ズル爲メ茲ニ本件ノ勅令ヲ以テ同省ニ一臨時
部局ヲ設置セントスルモノニシテ其ノ定ムル
所ハ移殖民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項ノ調査及企畫ヲ掌ラシムル爲メ臨時ニ
拓務省ニ拓殖調査部ヲ設ケ(辨二)其ノ所屬職員
トシテ部長ヲ置キ同省勅任官ヲ以テ之ニ充テ
拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理セシムルノ外

奏任ノ書記官專任二人、事務官專任二人及技師
專任一人並ニ判任ノ屬、技手及通譯生各專任若
千人ヲ置ク(條ニ條及)ニ在リ而シテ此ノ官制規
程ノ施行ニ要スル經費ハ既ニ本年度歲出豫算
ニ之ヲ計上シタリ

按ズルニ本件ハ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ移植民
及海外拓殖事業ノ發展ヲ圖ルニ於テ努メテ遺
憾ナカラシムベク更ニ精透ナル調査企畫ヲ爲
サシムル爲メ臨時ニ拓務省ニ一部局ヲ新設セ
ントスルモノニシテ相當ノ理由アリト認メラ

ルルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト
思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十四年七月十五日

樞密院書記官長村上恭一

樞密院議長公爵近衛文麿殿